

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会傍聴要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に住所及び氏名を記入し、傍聴の許可を受けなければならない。

（傍聴人の定員）

第 3 条 傍聴人の定員は、会場の広さに応じて設定する。ただし、懇談会の座長（以下「座長」という。）が特に必要と認めるときは、立席として傍聴人を傍聴席に入れることができる。

（傍聴席以外の入場禁止）

第 4 条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、座長が職務執行上支障があると認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

（写真、動画等の撮影及び録音等の禁止）

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に座長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第 8 条 傍聴人は、会議を非公開とする懇談会の議決があったときは、速や

かに退場しなければならない。

（係員の指示）

第 9 条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。